

京都市告示第 187 号

京都市百井青少年村の指定管理者である一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールから京都市百井青少年村条例第 4 条ただし書に基づき、京都市百井青少年村の臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 30 年 7 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に休所する日 平成 30 年 7 月 7 日（土）から同月 8 日（日）まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）